

# 第8波の終息に向けて（抜粋）

令和5年2月3日決定

令和5年2月6日適用

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、昨年12月23日に「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出するとともに、「医療ひっ迫防止対策強化地域」の指定を受け、対策に取り組んでまいりました。

その結果、本県の医療負荷の状況は、ここにきてようやく改善の兆しが見え始めました。

このため、2月12日を期限としていた「岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」については、2月5日をもって前倒しで終了いたします。これまでの感染防止対策への皆様のご協力に感謝申し上げます。

しかしながら、医療従事者の感染などにより入退院が制限される医療機関が未だ発生しており、完全に医療ひっ迫が解消されたわけではありません。

県民の皆様におかれましては、ご自身やご家族など大切な人を守るため、引き続き、以下の対策を「オール岐阜」一丸となって徹底していただきますようお願い申し上げます。

## ＜県民の皆様にご協力をお願いします＞

- 速やかなワクチン接種
- 基本的な感染防止対策の徹底
- 救急外来や救急車の利用は、真に必要な場合に限る
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は慎重に
- 飲食店での大声や長時間の飲食の回避、会話の際のマスク着用を徹底、大人数の会食への参加は慎重に

